

# 宇都宮市児童相談所の整備に関する住民説明会



令和8年1月17日(土) 18:00~  
とちぎ福祉プラザ3階 福祉研修室A B



全ての子どもたちの権利を尊重し、地域社会が一体となって子どもを守り・育てる

- 次 第      1. 開会      2. 挨拶      3. 事業説明      4. 質疑      5. 閉会

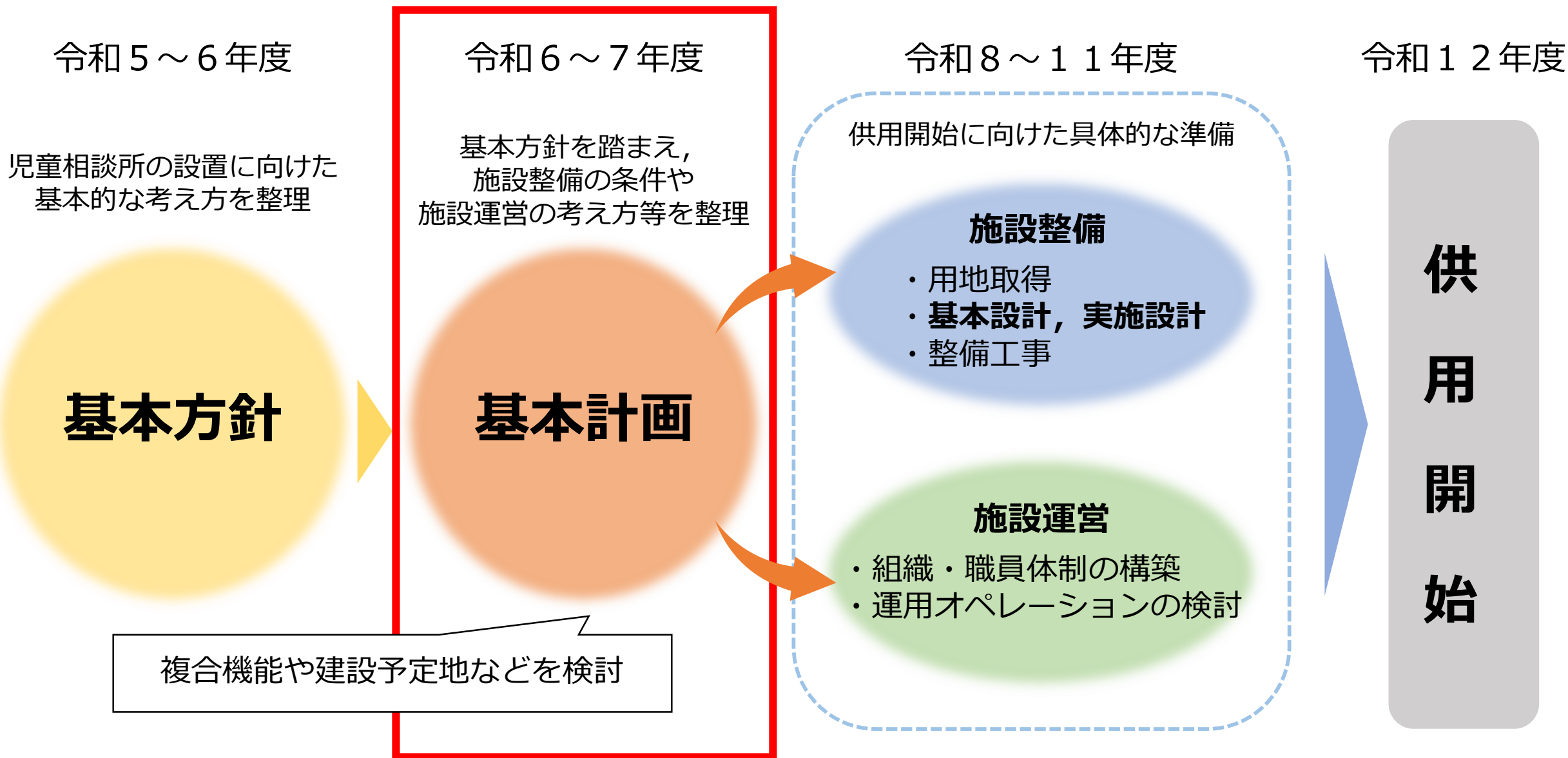


## 【目 次】

- 1 基本計画の位置付け <P. 3 >
- 2 前回の住民説明会(7/12)での主なご意見と対応方針 <P. 4 >
- 3 「宇都宮市児童相談所設置基本計画」 (素案) <P. 5 ~ >
  - (1) 基本計画の特徴
  - (2) 基本計画の内容
- 4 開設スケジュール <P. 1 5 >



# 1 基本計画の位置付け



### 運営について

- 一時保護される子どもは、大きなストレスを抱えていると聞く。そういった子どもに適切な支援が行えるよう、充実した職員の配置について十分に検討していただきたい。

「基本計画」において、十分な支援が可能な職員体制を目指すことを位置付け

### 施設整備について

- 内装はもとより、外構についても、緑を多く取り入れるなど、一時保護された子どもたちが、安心して生活できる環境整備に努めていただきたい。
- 施設内の子どもや職員と目が合うのではないかと心配である。
- 敷地北側の接道部分は交通事故が多い場所であり、児童相談所については、妊産婦や障がいのある方など、様々な人が来所する施設となるので、出入口における安全面に配慮いただきたい。
- そのほか、児童相談所の整備に関すること（建物の高さ、境界部の整備など）

来年度以降、「基本設計」等において具体的に検討

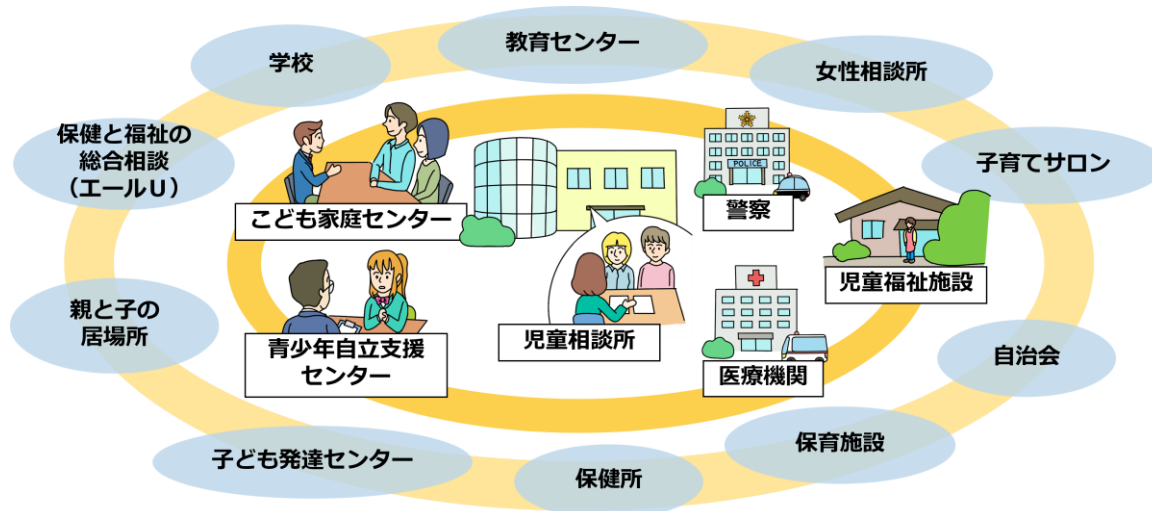
# 3-(1) 基本計画の特徴

## ◇ 切れ目のない包括的な支援体制の構築

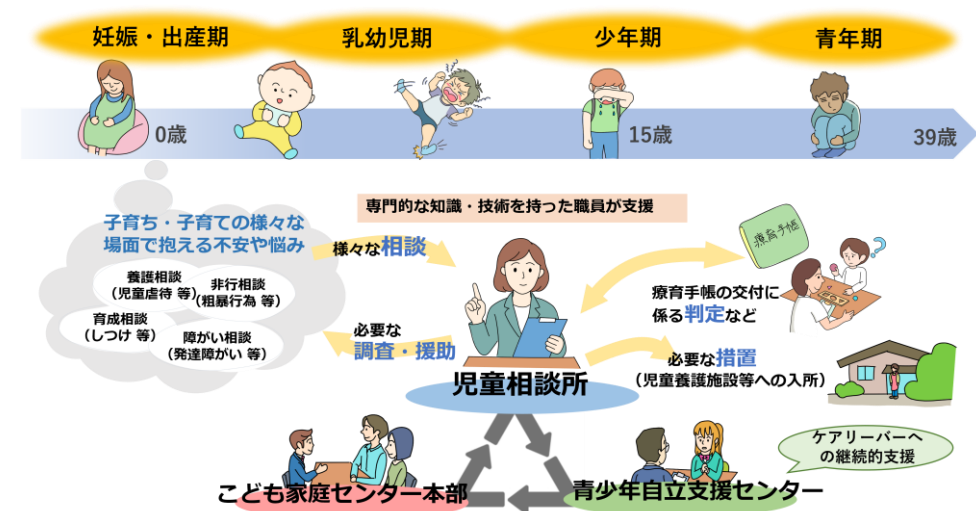
### 【主な内容】

- 子どもの発達やしつけ、不登校など、子育て家庭等からの多様な相談に応じ、児童相談所の専門性や保健・福祉等の身近な市民サービスを提供する基礎自治体の強みを活かした包括的な支援を実施
- 母子保健と児童福祉が一体となって、虐待の未然防止や全ての子育て家庭への支援を行う「こども家庭センター本部」と概ね15～39歳の青少年等の自立に向けた相談支援を行う「青少年自立支援センター(ふらっぷ)」を複合化し、これまで以上に切れ目のない一貫した相談支援を実施
- 中央警察署や県中央児童相談所、虐待対応が可能な医療機関、乳児院など、関係機関との円滑な連携が可能な建設予定地((独)国立病院機構栃木医療センター内敷地)を選定

#### ● 基礎自治体の強みを活かした包括的な支援



#### ● 切れ目のない一貫した相談支援



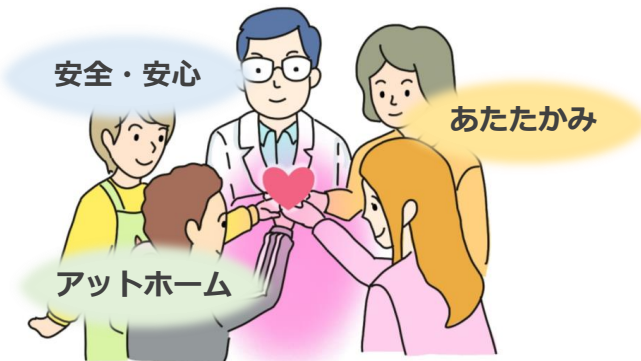
# 3-(1) 基本計画の特徴

## ◇ 「あたたかみ」のある児童相談所の整備

### 【主な内容】

- 高い専門性を有した児童福祉司や児童心理司等の配置による **あたたかく充実した支援の提供**
- 市民が気軽に相談に来所できる施設となるよう、**親しみや愛着のある施設名称や愛称**を検討
- **地域社会が一体となって、より家庭的環境下で子どもを守り・育てることができるよう**、一時保護後の家庭戻しが困難な子どもの **里親委託を推進**
- 一時保護施設や里親宅等で生活する子どもの権利を保障し、最善の利益を確保できる仕組みの構築
- 子どもの十分なプライバシーの保護が可能な建設予定地((独)国立病院機構栃木医療センター内敷地)を選定
- 子どもが家庭的環境で安全・安心に生活できるよう、一時保護施設における学齢男児・学齢女児・幼児別の「**ユニット(居室・風呂・トイレ・リビング等で構成される居住空間)**」を整備

#### ● 充実した支援の提供



#### ● 里親委託の推進



#### ● 「ユニット」のメリット



◆ **基本理念** 全ての子どもの権利を尊重し、地域社会が一体となって子どもを守り・育てる

◆ **施設機能**

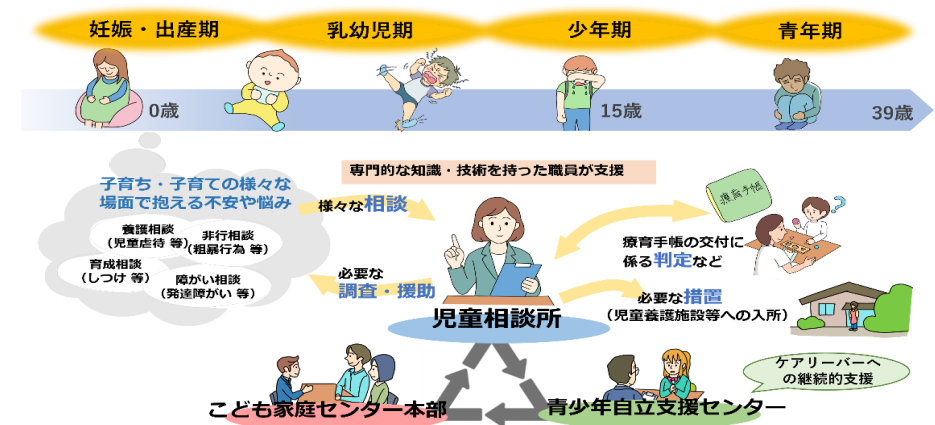
① **基本的機能（児童相談所機能）** 国の指針等に基づき、以下を児童相談所の基本的機能とします。

|        |   |
|--------|---|
| 相談機能   | 専門的知識・技術を必要とする相談について関係機関等と連携しながら一貫した子どもの援助を行う機能 |
| 一時保護機能 | 必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能                       |
| 措置機能   | 子どもや保護者を指導し、必要に応じて子どもを児童福祉施設等への入所や里親への委託等を行う機能  |

② **複合機能（関係機能）** 「相乗効果の発揮」や「利便性の向上」等の観点から、以下を複合機能とします。

|                   |  |
|-------------------|--|
| こども家庭センター本部       | 市内保健福祉拠点（5か所）の相談窓口で受けた相談事案を集約し、虐待が疑われる事案に係る家庭調査等を行い、児童相談所等と連携しながら、家庭への支援・指導を行う機能   |
| 青少年自立支援センター（ふらっぷ） | ひきこもりや就業困難など、自立に困難を抱えるおおむね15歳から39歳までの青少年等からの様々な相談に応じ、関係機関と連携しながら、社会的な自立に向けた支援を行う機能 |

妊娠・出産から子育て、社会への自立まで、子ども・若者や保護者、家庭等に対する切れ目のない一貫した支援を行う施設を目指します。



### ◆ 設置・運営

- 関係法令や施設特性等を踏まえ、**原則、市の直営**とします。

※ 維持管理については、必要に応じて業務委託により実施

- 基本設計において、国の基準等を踏まえながら、施設内容の具体的な検討を行い、**実施設計・整備工事については、一括発注等の民間活力を活用した整備を前提**に進めます。

### ◆ 一時保護施設の定員数

- 定員数は20名（男児7名、女児7名、幼児6名）**とします。

➤ 虐待等から保護した全ての子どもを一時保護できる十分な定員数を設定

- 「ユニット※」の整備を基本とした運営体制の構築や施設の整備**

※ 男児・女児・幼児ごとに、利用定員が概ね6人以下の居室・風呂・トイレ・リビング等で構成される居住空間

➤ 子どもができる限り良好な家庭的環境で安全・安心に生活することができる支援環境を整備

### 「ユニット」のメリット



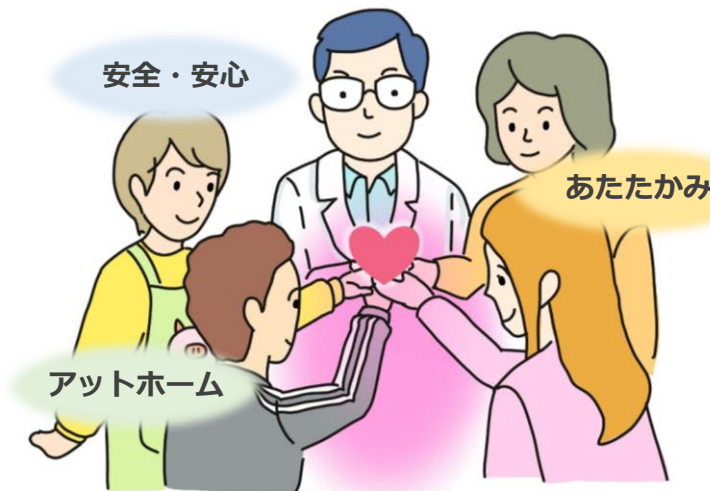
### ◆ 児童相談所の人員配置

国の指針等に基づく職種及び職員数の配置を原則とし、十分な支援が可能な人員配置を目指します。

#### 【主要な専門職種及び職種ごとの必要人員数等】

|  | 職種   | 主な業務内容                            | 必要人員数 |
|--|--|-----------------------------------|-------|
| 相談・措置機能  | 所長   | 各部門の統括, 法定権限の行使                   | 1人    |
|  | 児童福祉司  | 相談, 調査, 社会診断, 必要な支援・指導等の相談・措置業務全般 | 23人以上 |
|  | 児童心理司  | カウンセリングや心理診断等の心理判定                | 11人以上 |
|  | 上記のほか, 発達相談や保健指導を行う <b>保健師</b> , 医学診断等を行う <b>医師</b> , 法的知識を要する業務等を行う <b>弁護士</b> , 刑事・急訴事案への対応等を行う <b>警察官</b> を配置 |                                   |       |
| 一時保護機能   | 児童指導員・保育士  | 児童のケア, 行動診断等の一時保護業務全般             | 28人以上 |
|  | 指導教育担当職員   | 一時保護施設職員の指導及び教育                   | 1人以上  |
|  | 嘱託医  | 児童の健康診断                           | 1人以上  |
|  | 上記のほか, 児童の健康管理を行う <b>看護師</b> , 児童への学習支援等を行う <b>学習指導員</b> , 児童への心理療法やカウンセリング等によるケアを行う <b>心理療法担当職員</b> を配置         |                                   |       |
| <b>上記専門職種配置数 計73人以上&lt;令和8年2月時点&gt;</b><br>(このほか, 総務事務等に従事する職員を配置予定) |  |                                   |       |

#### 充実した支援の提供



不安やストレスを抱えた子どもに対する24時間365日体制での適切な支援の提供や夜勤の職員負担を考慮した職員数(保護人数が定員20名となる場合の必要最小限の職員数)

# 3-(2) 基本計画の内容 【運営体制】

## ◆ 専門人材の確保・育成の考え方

- 専門人材の確保に向けては、令和6年度から心理職の採用を開始したほか、令和8年度からは新たに社会福祉士の採用を開始
- ➡ その他の職種についても、先進自治体の取組を参考にしながら、着実な人材の確保に取り組みます。
- 児童福祉司などの専門職については、業務上必要となる専門的な能力等を習得させる必要があることから、令和8年度より、首都圏近郊の児童相談所設置市（特別区含む）への職員派遣を実施

## ◆ 組織体制

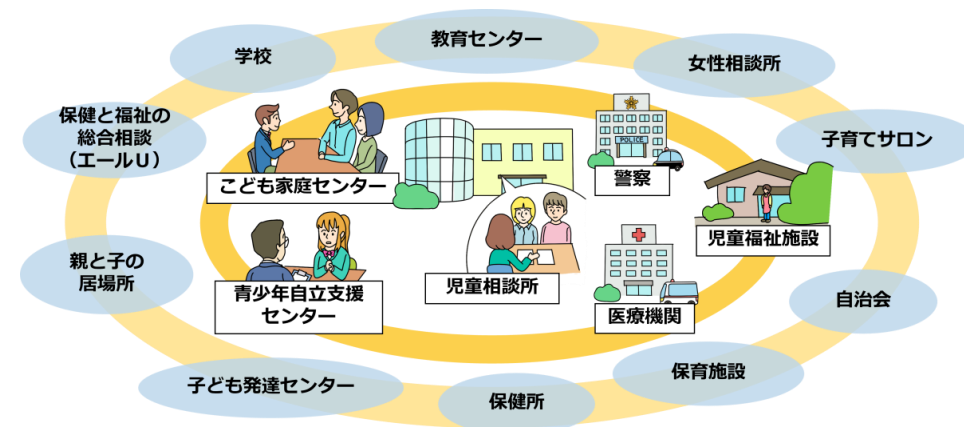
- 児童相談所機能の構成部門については以下の4部門とし、複合機能である「こども家庭センター本部」と「青少年自立支援センター（ふらっぷ）」と連携した相談支援が可能な組織体制を構築します。

|         |        |                                |
|---------|--------|--------------------------------|
| 児童相談所機能 | 総務部門   | 施設の維持管理，里親制度や児童の権利擁護，企画調整など    |
|         | 相談判定部門 | 相談支援，心理診断，医学診断，判定，措置中の状況把握など   |
|         | 虐待対応部門 | 虐待通告に対する初動対応，一時保護の実施，虐待に係る指導など |
|         | 一時保護施設 |                                |
|         | 一時保護部門 | 一時保護した子どもへのケア・アセスメントを実施，生活指導など |

こども家庭センター本部機能

+

青少年自立支援センター機能



子育て家庭等からの多様な相談に対し、児童相談所と複合機能の連携はもとより、保健や福祉など、市民に身近なサービスを提供する基礎自治体としての強みを活かした包括的な支援体制を目指します。

### ◆ 建設予定地

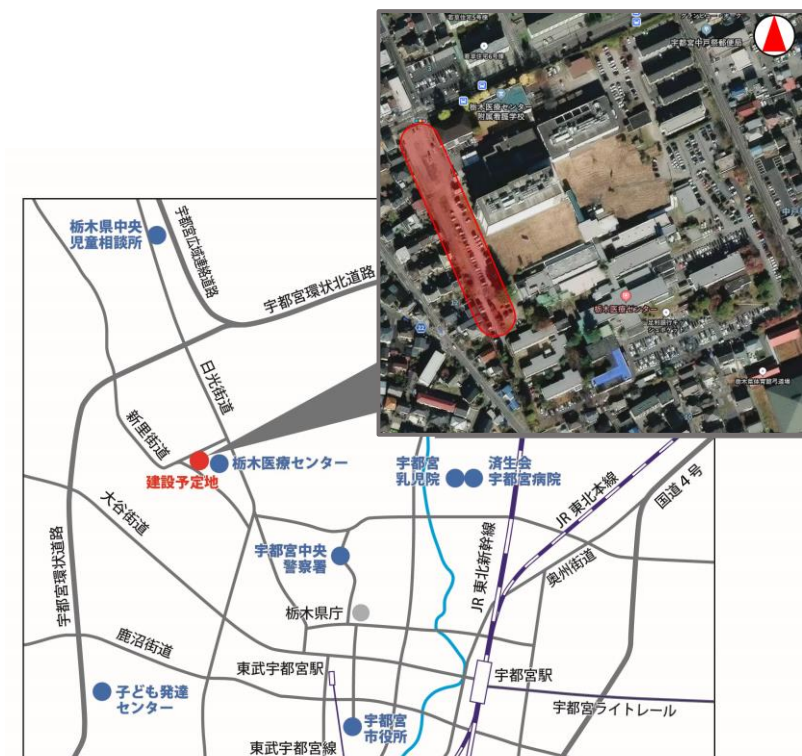
総合的に最も適した場所として、

## 「(独) 国立病院機構栃木医療センター内敷地」を建設予定地に選定

### 【建設予定地の概要】

- 所在地：宇都宮市中戸祭1丁目99番
- 面積：約4,800m<sup>2</sup>
- 特徴：

- ✓ 市内3警察署を含め市内全域への迅速なアクセスが可能
- ✓ ハザードエリア外に位置し、浸水等による被害リスクが低い
- ✓ バス停に近接し運行本数も多いため、公共交通の利便性が高い
- ✓ 関係機関との円滑な連携が可能
- ✓ 保護した子どもの十分なプライバシーの保護が可能



# 3-(2) 基本計画の内容

## 【施設整備】

### ◆ 施設整備に関するコンセプト

- ✓ 子ども・保護者にとって相談しやすい空間
- ✓ 子どもにとって安全・安心な生活空間
- ✓ ユニバーサルデザイン・キッズデザインや環境に配慮した施設

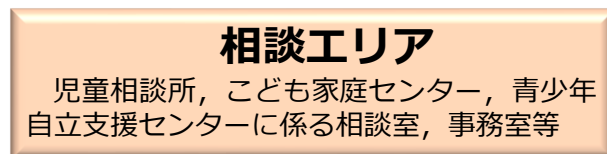
### ◆ 施設の構成

#### ① 機能配置の考え方

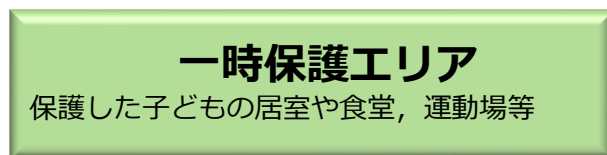
効率的な敷地利用の観点から「駐車場」・「相談」・「一時保護」の3つのエリアを以下のとおり配置



車両乗入れ口付近に配置



相談者の利便性を考慮し, 駐車場に隣接して配置



落ち着いた生活環境の確保等の観点から, 外部の視線を遮るとともに, 相談者と動線が交わらない場所に配置



# 3-(2) 基本計画の内容 【施設整備】

## ② 主な諸室構成

- 国の児童相談所運営指針等を踏まえ、児童相談所において必要となる主な諸室を整理
- 今後、他自治体の児童相談所の状況等を基に、必要な諸室の内容や数・規模等の詳細を検討

| エリア  | 主な諸室   |
|------|--|
| 相談   | 相談室, 心理判定・療法室, 事務室, 会議室 等                        |
| 一時保護 | 男児・女児・幼児ユニット, 学習室, 食堂, 医務室, 静養室, 屋内・屋外運動場, 事務室 等 |

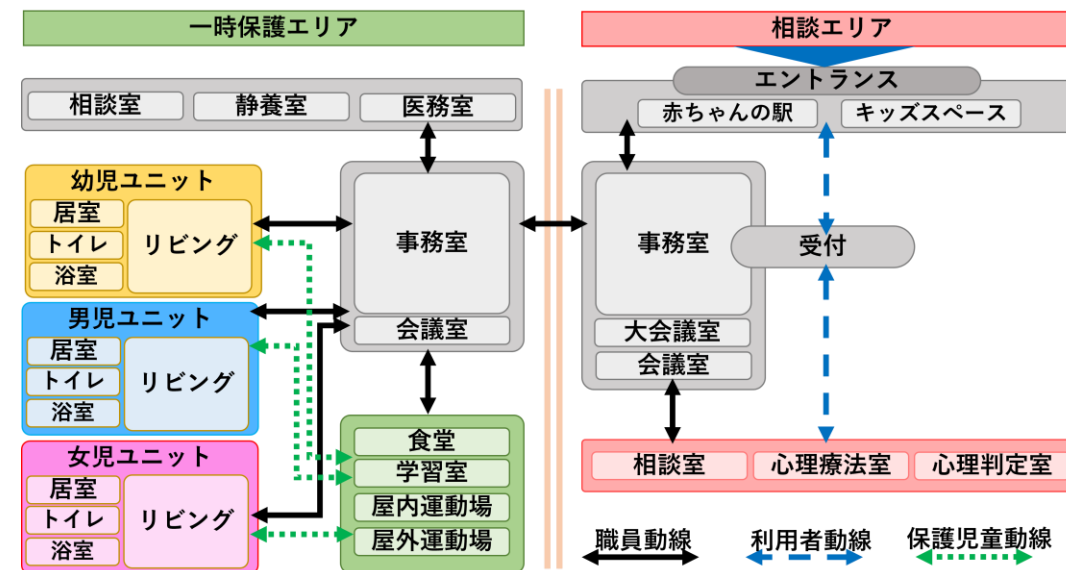
## ◆ ゾーニング

### <相談エリア>

エントランスから相談室までワンストップでアクセスできる動線とし、**相談者のプライバシーを保護**

### <一時保護エリア>

- 良好な家庭的環境下で安全・安心に生活できるよう、ユニットを整備
- 相談エリアとの動線を分離するなど、子どものプライバシーを保護
- 子どもの様子を職員が視認しやすい諸室配置とすることで、的確なケア・アセスメントの実施や安全・安心な生活空間を確保



### ◆ 里親委託の推進

国においては、より家庭的環境下で子どもを養育するよう、家庭復帰が困難な子どもの里親委託を推進しており、本市においても、児童相談所の開設後の里親委託を積極的かつ円滑に推進できるよう、開設前から、里親制度の普及・啓発の強化に加え、里親の確保等にも取り組みます。



### ◆ 子どもの権利擁護の推進

一時保護施設等で生活する子どもが自分の意見等に対する適切な支援を受けられることで、自己肯定感や自信を高め、前向きな気持ちで生活ことができるよう、子どもの権利を保障し、最善の利益を確保できる仕組みや環境を構築します。

### ◆ 財源の確保

- 概算整備費は約30億円程度を見込んでおり、財源として国庫支出金や地方債の活用を想定しています。
- 供用開始後の運営費（人件費や措置費、施設維持管理費等）についても、国庫支出金の活用等を見込みます。

#### 【コラム】里親制度とは？

市内には、本来の家庭で過ごすことができない子どもがいます。そういった子どもたちを温かい愛情と正しい理解を持って自らの家庭に迎え入れ、保護者に代わって養育するのが「里親」であり、子どもが家庭的環境で健やかに育つために地域が一体となって取り組む社会的養護の重要な柱です。

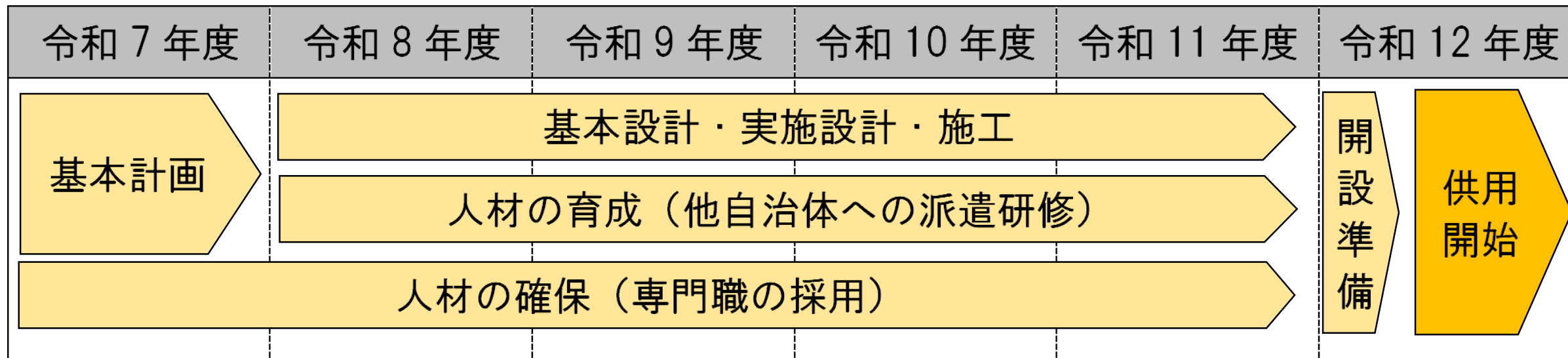
興味のある方は、QRコードから詳細を確認いただくか、下記まで御問合せ下さい。

【問合せ先】宇都宮市子ども部子ども支援課 子ども家庭支援室 Tel：028-632-2788

里親制度について →



# 4 開設スケジュール



整備工事の日程等につきましては、決定次第、御案内を差し上げます。  
 このほか、事業の進捗を踏まえ、必要に応じて地域の皆様に対し、随時、説明の機会を設けさせていただく予定です。

## 【問合せ先】

宇都宮市子ども部子ども政策課 児童相談所設置準備室 Tel : 028-632-5175